

競 技 注 意 事 項

1 本競技会は、2017年度日本陸上競技連盟競技規則ならびに、本大会申し合わせ事項によって行う。

- 2 ① トラック競技の予選は、すべて各組1着+4とする。
 ② 不正スタートは1回で失格とする。
 ③ フィールド競技(走高跳・棒高跳は除く)では、トップ8を選び、さらに3回の試技を行う。

3 競技者の招集について

- ① 招集所は、第2陸上競技場倉庫に設ける。
 ② 招集開始時刻と完了時刻は、当該種目の開始時刻を基準に、次の通りとする。

		招集開始時刻	招集完了時刻
トラック競技		競技開始の30分前	競技開始の20分前
フィールド競技	跳躍	競技開始の40分前	競技開始の30分前
	砲丸投	競技開始の40分前	競技開始の30分前
	円盤投	競技開始の60分前	競技開始の50分前
	棒高跳	競技開始の60分前	競技開始の50分前

- ③ 競技者は招集完了時刻には招集所で待機し、最終点呼を受ける。その際、競技者係にナンバーと競技用靴、衣類の商標の確認を受ける。
 ④ リレーと兼ねて出場する競技者が、競技順序の関係で招集完了時刻に招集所に待機できないときには、あらかじめ競技者係に申し出て指示を受ける。
 ⑤ ナンバーは胸背部に付けなければならない。但し、走高跳・棒高跳の出場者は、胸部または背部のどちらかでもよい。また走幅跳・三段跳の出場者は、胸部だけでもよい。
 ⑥ トラック競技に出場する者で、800mまでの種目の腰ナンバーは各自で準備し、1500m以上の種目については主催者で準備する。なお、800mの腰ナンバー標識は布製のものに限り。
 ⑦ スパイクは全天候舗装型で9mm以下でなければならない。(走高跳は12mm以下)
 ⑧ 招集完了時刻に遅れた者は、棄権したものとみなす。

4 リレーのオーダー用紙について

- ① 予選のリレーのオーダー用紙は、**8:30までに受付(競技場正面入口)に2部提出**する。
 ② 決勝のリレーのオーダー用紙は、**招集完了時刻1時間前までに招集所に2部提出**する。
 ③ リレーオーダー用紙を提出した後の招集は、3の②に示したトラック競技の時刻と同じである。

5 トラック競技で棄権者がある場合は、その競技者のレーンはそのままあける。

6 走高跳・棒高跳のバーの上げ方は次の通りとする。

種目	性別	練習	競	技
走高跳	男子	1m45	1m50 - 1m55 - 1m60 - 1m65 - 1m70 - 1m75	(あと3cm刻み)
	女子	1m25	1m30 - 1m35 - 1m40 - 1m43 - 1m46	(あと3cm刻み)
棒高跳	男子	2m20	2m30 - 2m40 - 2m50 (2m80まで10cmきざみ)	(あと5cm刻み)

降雨その他の条件により、審判員の判断で変更することがある。第1位が同成績の場合、順位決定のためのバーの上げ下げは走高跳で2cm、棒高跳では5cm単位とする。

7 練習は第2陸上競技場において競技役員の指定する場所と時間帯で行う。また競技役員の指示に従うこと。

8 用器具について

- ① 競技に使用する用器具は、すべて主催者が用意したものを使用すること。但し棒高跳用ポールに限り、個人所有のものを使用する。個人所有のポールは競技開始前に現地で検査を受け合格したものに限る。
 ② 個人所有の物品を競技場内に持ち込むときは、規定枠外の大きさの商標等が見えないようにしなければならない。

9 表彰について

個人各種目、3位まで表彰する。また、郡市対抗は、総合・トラック・フィールド各3位まで、学校対抗は男女別3位まで表彰する。

10 大会当日、監督会議を8:30から競技場内第2会議室にて行うので、各郡市代表者は出席すること。

11 選手変更は、補欠の選手のみで行うことができる。なおその際に、プログラム末尾にある選手変更届を監督会議の前までに受付に必ず提出すること。届けが提出されない場合は変更は認めない。

- 12 競技場内に通信機器等を持ち込むことはできない。
- 13 平成29年度日本陸連に未登録の者は、本大会での記録は、徳島陸協のランキングの対象とならない。
- 14 貴重品は各自で保管すること。
- 15 抗議について
競技の結果または競技実施に関する抗議は抗議に関連する種目の同じラウンドで競技している競技者またはチームに限りすることができる。競技規則146条に従って定められた時間内に、競技者自身またはチームを公式に代表する者が審判長(本部席の担当総務員に申し出る)に対して口頭で行い、指定された控室で待機する。
- 16 個人情報の取り扱いについて
- ① 主催者は、個人情報の保護に関する法律及び関連法令等を遵守し個人情報を取り扱う。なお、取得した個人情報は、記録発表、公式ホームページその他競技運営及び陸上競技に必要な連絡等に利用する。
 - ② 大会の映像・写真・記事・個人記録等は、主催者及び主催者が承認した第三者が大会運営及び宣伝等の目的で、大会プログラム・ポスター等の宣伝材料、テレビ・新聞・雑誌・インターネット等の媒体に掲載することがある。
 - ③ 大会の映像は主催者の許可なく第三者がこれを使用すること（インターネット上において画像や動画を配信することを含む）を禁止する。